

令和7年度第1回
龍ヶ崎市学校給食センター運営委員会

日 時 : 令和7年7月9日(水)
午前10時30分
場 所 : 龍ヶ崎市学校給食センター
2階見学室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 職員紹介
- 5 委員長・副委員長の選任
- 6 委員長挨拶
- 7 諮問書提出
- 8 議 事
(1) 教職員等の学校給食費改定について(諮問)
- 9 そ の 他
- 10 閉 会
- 11 給食試食会

令和 7 年度 龍ヶ崎市学校給食センター運営委員会 委員名簿

氏名	選出区分	備考
ごとう あつし 後藤 敦志	市議会議員	市議会議長
やまむら たかし 山 村 尚	市議会議員	市議会総務教育 委員長
いしだ くみこ 石田 久美子	竜ヶ崎保健所	竜ヶ崎保健所長
うちかわ みか 内 川 美佳	市立小・中学校長	龍ヶ崎西小学校 新任
くろたき てつお 黒 瀧 鉄夫	市立小・中学校長	久保台小学校 新任
もりた としひろ 森田 利 浩	市立小・中学校長	城ノ内小学校 新任
みやもと ひろき 宮 本 浩貴	市立小・中学校長	長山中学校 新任
きむら ただお 木村 忠夫	市立小・中学校長	城西中学校 新任
わかもり まさき 和歌森 将城	市立小・中学校 PTA	龍ヶ崎小学校 新任
ひろさわ よしと 廣 澤 祐人	市立小・中学校 PTA	川原代小学校 新任
ふたみ あき 二見 あき	市立小・中学校 PTA	長山小学校 新任
なかだいら かずのり 中 平 和 徳	市立小・中学校 父母と教師の会	中根台中学校 新任
かまた ひろしげ 鎌田 裕 滋	市立小・中学校 PTA	城ノ内中学校 新任
あ べ まゆみ 阿部 真祐美	学識経験者	元県栄養士 新任

任期は、龍ヶ崎市学校給食センター運営委員会規則第 4 条第 1 項の規定により、令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までとする。

○龍ヶ崎市学校給食センター運営委員会規則

平成12年6月30日
教育委員会規則第16号

〔昭和43年3月7日教育委員会規則第18号龍ヶ崎市学校給食センター運営委員会規則を全文改正〕
改正 平成27年12月24日教委規則第17号

(設置)

第1条 龍ヶ崎市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の円滑適正なる運営を図るため、龍ヶ崎市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(運営委員会)

第2条 運営委員会は、給食センターの運営等に関し、教育委員会の諮問に応じ、次の事項を審議する。

- (1) 給食費に関する事。
- (2) 施設、設備等の改善充実に関する事。
- (3) 給食物資購入に関する事。
- (4) 調理、献立等に関する事。
- (5) その他給食センター運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、委員17人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会議員（議長、所管の常任委員会委員長）
- (2) 龍ヶ崎保健所長
- (3) 市立小・中学校長又は市立小・中学校長が指定した教職員
- (4) 市立小・中学校 PTA 又は市立小・中学校父母と教師の会
- (5) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の地位又は職により委嘱された委員は、任期満了前において当該地位又は職を退いたときは、委員の身分を失う。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 前項の委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- (1) 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (2) 委員長は、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、学校給食センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

付 則（平成27年12月24日教委規則第17号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○教職員等の学校給食費改定について

1. 龍ヶ崎市の学校給食費

(学校給食費の改定)

改定時期	改定内容
平成 21 年度	- 小学生 3,800 円→4,200 円 - 中学生、教職員 4,200 円→4,600 円
平成 26 年度	- 小学生 4,200 円→4,320 円 - 中学生、教職員 4,600 円→4,731 円 ※消費税率が 5%から 8%に改定された分のみを反映
令和 7 年 4 月	中学 3 年生を無償

(令和 7 年 4 月現在)

区 分		学校給食費 (月額)	基準額 (日額)
小学校の児童		4,320 円	243 円
中学校の生徒	1 年生及び 2 年生	4,731 円	266 円
	3 年生	零円	—
小中学校の教職員及びこれに準ずる者並びに学校給食センターの職員(学校給食の調理業務に従事する者を含む。)		4,731 円	266 円

2. 物価高騰への対応

近年、物価高騰が続く中、学校給食食材も例外ではなく、給食の質や量を維持するために、物価高騰に伴う差額を令和 4 年度から市が補填を実施することで、学校給食費を据え置いている状況です（令和 7 年度予算額：約 6,500 万円）。

学校給食法において、学校給食に係る食材費は保護者負担が原則ですが、今般の社会情勢を勘案すると子育て世帯に係る経済的負担に配慮し、児童生徒分の学校給食費については据え置き、教職員分についてのみ、学校給食費の改定を検討しています。

3. 改定額の算定

令和7年1月～5月の日当たり単価

	小学校教職員			中学校教職員		
	単価	提供日数	金額	単価	提供日数	金額
1月分	300.36	18	5,406.48	304.48	18	5,480.64
2月分	294.96	18	5,309.28	298.18	18	5,367.24
3月分	311.29	13	4,046.77	313.75	13	4,078.75
合計		49	14,762.53		49	14,926.63
日当たり単価（税抜）	301.28			304.63		
月額（税抜）	5,368			5,427		
4月分	307.27	14	4,301.78	309.87	15	4,648.05
5月分	306.65	20	6,133.00	310.35	20	6,207.00
合計		34	10,434.78		35	10,855.05
日当たり単価（税抜）	306.91			310.14		
月額（税抜）	5,468			5,526		

※月額の算出は、年間提供日数を196日と設定し、11箇月で除算

※4月に牛乳、ご飯、パン、麺の単価改正有り

参考（教職員に係る牛乳及び主食の改正価格）

費目	R6単価	R7単価	差額(税抜)
牛乳	60.86	63.62	2.76
ご飯	101.58	106.40	4.82
差額合計			7.58

4. 改定案

改定時期：令和7年9月提供分より

改定額(案)：小中学校の教職員及びこれに準ずる者並びに学校給食センターの職員（学校給食の調理業務に従事する者を含む。）

種別	改定後給食費		現行給食費 (税込)	差額
	税抜	税込		
月額	5,500	5,940	4,731	+1,209
日額	310	334	266	+68

※小学校の児童、中学校の生徒は据え置き